

公安委員会説明資料
令和7年7月2日
警務部監察官室

### 警察庁長官表彰(警察協力章)の受章について

項 目	内 容
表 彰 の 概 要	多年にわたり、警察活動に協力し、特に顕著な功労があると認められる民間人に対して、警察庁長官が授与するもの。
受 章 月 日	令和7年7月1日(火)
受 章 者	住 所 新潟市西区寺尾上6丁目 役 職 (公財)新潟県暴力追放運動推進センター 暴力追放相談委員 職 業 弁護士 こいずみ かずき 小泉 一樹 氏
功 労 概 要	新潟県弁護士会を代表する民事介入暴力対策の先駆者であり、平成5年から10年以上の長期にわたり、県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター運営委員を務めたほか、また、平成6年8月から30年以上の長期にわたり、新潟県暴力追放運動推進センターの暴力追放相談委員弁護士として積極的に活動を行い、その功労が認められ、全国から毎年11人前後しか表彰されない「暴力追放功労者表彰暴力追放栄誉金章」を令和元年に受章するなど、暴力団排除活動への功績は顕著である。 また、新潟西警察署協議会副会長として委員を統率し新潟西警察署の運営に関して地域住民の代表としてのほか弁護士の視点からも地域における安全に関する意見や要望を助言するなど、警察業務に深い理解を示し、新潟県警察の運営に多方面から寄与している。
備 考	全国受章者数 42人 警察協力章伝達式については、7月10日(木)に特別会議室において実施予定

公安委員会説明資料
令和7年7月2日
刑事部国際・薬物銃器対策課

### 大麻施用事実での本県初逮捕について

項目	内容
被疑者	A 24歳 男性
逮捕年月日 逮捕罪名 逮捕種別	令和7年6月19日 麻薬及び向精神薬取締法違反（施用） 通常逮捕
犯罪事実の概要	被疑者は、法定の除外事由がないのに、令和7年6月初旬頃、日本国内において、麻薬である大麻若干量を施用したものである。
参考事項	1 令和6年12月12日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行され、大麻の施用罪の新設後、本県における大麻施用事実での初の逮捕。 2 大麻施用事実での本県における検察庁送致としては3件目。（1件目、2件目はともに書類送致。）